

●香川県告示第307号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、平成24年香川県告示第265号（以下「告示」という。）で公示した内水面における区画漁業について、平成24年6月29日次のとおり免許した。

平成24年6月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 漁業の種類 第二種区画漁業
- 2 免許番号 別表のとおりとする。
- 3 漁業の名称及び時期並びに漁場の位置及び区域 告示のとおりとする。
- 4 免許の存続期間 平成24年6月29日から平成26年3月31日まで
- 5 制限又は条件 告示のとおりとする。
- 6 漁業権者の氏名又は名称及び住所 別表のとおりとする。

別表

免許番号	告示中の番号	漁場の区域 (池名又は河川名)	漁業権者	
			氏名又は名称	住所
内区第266号	1	野間池	川西 智也	高松市上福岡町663番地13
内区第267号	2	三条池	川西 智也	高松市上福岡町663番地13
内区第268号	3	辻堂池	川西 智也	高松市上福岡町663番地13
内区第269号	4	衣掛池	川西 智也	高松市上福岡町663番地13
内区第270号	5	神高池	川西 智也	高松市上福岡町663番地13